

2020年3月13日

マツダ健康保険組合加入者のみなさまへ

マツダ健康保険組合
TEL(082)287-4644
内線 22860

健康保険被扶養者(家族)の認定要件が追加されます

健康保険法の改正により、2020年4月1日から、健康保険被扶養者の認定要件に

- ・住民票が日本国内にある・・・「国内居住要件」
- ・日本国内に生活の基礎があると認められる・・・「国内居住要件の例外」

が追加されます。

詳しくは、[【判定フローチャート】](#)をご参照ください。

これにより被扶養者の要件に該当しない方は、2020年4月1日付で被扶養者の資格削除となり、

「健康保険被扶養者（異動）届」を提出していただくこととなりますので、ご協力よろしくお願いたします。

以 上